

令和6年7月11日

第7回湯前町農業委員会総会議事録

令和6年第7回湯前町農業委員会総会議事録

令和6年7月11日 湯前町役場 洋会議室に招集する。

1 開 会 13時29分

2 出席委員（12人）

農業委員（8人）

1番	山本 武志	2番	大石 光治	3番	稲森 英雄	4番	久保田 諭
5番	永田 平馬	6番	浜崎 睦子	7番	野田 美智晴	8番	前川 敏幸

農地利用適格化推進委員（4人）

松崎 榮喜 深水 茂 平川 篤 石井 崇雄

3 職務のため出席した職員

事務局長 高橋 誠 係長 那須 文枝 主事 竹部 圭太 那須 貴美香

4 議事日程及び付議事項

第1 議事録署名人の選出

第2 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3 第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 第15号議案 農用地利用集積計画の意見決定について

5 会議の概要

- 事務局：高 橋 ご起立ください。礼。ただいまから令和6年第7回湯前町農業委員会総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、前川会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 議 長：前 川 （会長挨拶については省略）
それでは進めさせていただきます。本日は、全員出席であります。また、推進委員さんにもご出席していただいております。ありがとうございます。
湯前町農業委員会総会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。
日程第1、議事録署名人の選出であります。湯前町農業委員会総会会議規則第13条の規定により2名を選出しなければなりません、議長指名でよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。それでは、7番 野田委員、1番 山本委員よりお願いいたします。次に進みます。
日程第2、報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局：高 橋 日程第2、報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを説明いたします。
（報告説明内容については省略）
- 議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。
（発言なし）
よろしいですね。はい、それでは無いようですので次に進みます。
日程第3、第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局：高 橋 日程第3、第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを説明いたします。
（報告説明内容については省略）
- 議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。審議の前に本件につきましては、本日、調査第3班により調査会が行われておりますので、永田班長より調査結果の報告をお願いいたします。
- 3 番：永 田 報告いたします。本日、午前中、会長、事務局、調査員の6名によりまして、書類審査及び現地調査を実施しました。農地法の規定を満たしており、何も問題ないと認めましたので報告いたします。なお、隣接する農地につきましても当事者の農地でありました。そのため何も問題ないと認めました。以上です。
- 議 長：前 川 ただいま説明並びに調査班による報告が終わりました。これより本件について質疑及び討論を行います。

何かございませんか。推進委員さんからも何かありましたらお願いいたします。

3 番：稲 森
議 長：前 川
3 番：稲 森
事務局：竹 部

議 長：前 川
推進委員：深水 茂
事務局：竹 部
議 長：前 川
事務局：竹 部
議 長：前 川
事務局：高 橋
議 長：前 川
事務局：高 橋
議 長：前 川
事務局：高 橋
推進委員：平川
議 長：前 川
推進委員：平川

議 長：前 川
事務局：那 須

推進委員：石井
事務局：竹 部

推進委員：平川

はい。3 番。
はい。3 番 稲森委員。
備考にある地上権の設定というのは、何でしょうか。土地の利用権設定とは違うのですか。
地上権設定というのは、基本的に所有権移転の場合は、所有者が変わる状態になるのですが、地上権設定の場合は土地の持ち主は変わらず、今回の申請者が農地転用を行い太陽光発電施設として利用をするということになります。
よろしいでしょうか。
この土地は買われているのでしょうか。
買われたわけではなく、転用した期間、事業者が土地を借りるような感じになります。
期間を教えていただけないでしょうか。
期間が、許可後から30年間、太陽光発電施設として使われることになります。
30年の契約とのことですね。地上権の設定だけで、太陽光の下に作物は作らないということでしょうか。
作れないですね。
それでも良いのでしょうか。作らなくても良いのでしょうか。
作らなくてよいです。
営農型とは違いますか。
はい。
すみません。
はい。
このように太陽光に貸すというのがあると耕作放棄地の日当たりの良いところは、太陽光の業者に貸したら30年間草も生えないし。
役場の方に問い合わせがあるのは1種農地の農振地に該当するところが、多いようです。
役場の方に業者さんから電話で問い合わせがあるのですけれども1種農地だったり農振農用地区域内の農地であることが多いです。
すみません。30年間借りた後は、継続するのか元に戻すとかはどうなるのでしょうか。
30年経ってみないと分からないですね。もし30年後、更新される際には改めて5条申請が必要になってくると思われます。
他の町村に太陽光を作られた所があって、そこが30年分一括で払いますということで、お金を貰われたそうです。
いつ死ぬかわからないから30年分くれと言ったところ即金で支払われたそうです。このぐらいしないと耕作放棄地は解消できないのではないかと思います。

事務局：高 橋
事務局：竹 部

この面積は30a以下という縛りがありますので。

基本的には、所有者のところに太陽光の業者の方がチラシなり、電話なりで訪問されて、同意が得られたところを町に聞かれて申請をあげられるのが最近多いように感じます。こちらから太陽光にしてくださいというのは、なかなか厳しいのかなと思います。

議 長：前 川
事務局：高 橋
推進委員：平川

たしか、他の町村にはメガソーラーの話が来てるみたいですけど。

そのような場合には、県の方の常設審議委員会での審議を行ったうえでの許可ということになります。

3 番：稲 森

山に作ろうと思えば、山が崩れるし。

議 長：前 川

よろしいでしょうか。

3 番：稲 森

はい。

事務局：高 橋

ちなみに地上権というのは、1反いくらになるのでしょうか。

議 長：前 川

個人の契約になりますので、金額までは言えないですけど。

事務局：竹 部

契約は月額になっているのでしょうか。年額になっているのでしょうか。

議 長：前 川

契約は月ごとの支払いになっているみたいです。

事務局：竹 部

年間の場合、農業の賃借と比べるとどうでしょうか。

事務局：高 橋

年間でみると農業の賃借よりも高いですね。

2 番：大 石

個人の契約ですので、金額に関しては何も言えないということで。

議 長：前 川

すみません。よろしいでしょうか。

2 番：大 石

はい。

5 番：永 田

この隣の土地も持ち主は同じということでしたけれども今、現在は何か耕作されているのでしょうか。

議 長：前 川

ずっと何も作られていないようです。上の方は薬草も作られているみたいです。

2 番：大 石

上の方の赤の印の下には、薬草のようなものが植えられていました。

議 長：前 川

別に影響とかは無いのでしょうか。

同じ人が持ち主になるので。

5 番：永 田

この下の方の土地については、上2枚は日当たりが良いのですが、何も作られてないです。

議 長：前 川

そこは、猪が出るので。

2 番：大 石

よろしいでしょうか。

議 長：前 川

はい。

他に何かございませんか。

（発言なし）

それでは無いようですので、採決いたします。

第14号議案について、許可するのが妥当であると思われる方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

挙手総員。よって第14号議案については、許可することに決定いたしました。次に進みます。

日程第4、第15号議案 農用地利用集積計画の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋

日程第4、第15号議案 農用地利用集積計画の意見決定についてを説明いたします。

（報告説明内容については省略）

議 長：前 川

ただいま説明が終わりました。これより本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。

5 番：永 田

よろしいでしょうか。

議 長：前 川

はい。

5 番：永 田

中間管理機構を通す場合でも小作料がゼロというのも何かメリットがあるのでしょうか。

事務局：竹 部

特にメリットがあるという訳では無いのですが、中間管理機構の場合、農地の所有者は県の農業公社に貸し付けているということで、耕作者が作られなくなったときに利用権設定はするのですが、農地の所有者は改めて契約する必要が無くて、新しく耕作する人が見つければ、県の農業公社と耕作者が契約することで、引き続き農地の管理を行ってもらえることぐらいです。賃借料がある場合は、県の農業公社が耕作者から口座引き落としをして、農地の所有者に払い込むというような方法をとられていますが、使用貸借の場合は特にメリットがある訳ではありません。

5 番：永 田

県の方が次の借り手を探してくれるということでしょうか。

事務局：竹 部

県の方で探されるということも無いので、地元で借りる人を探すことになります。

議 長：前 川

他に何かございませんか。

よろしいですかね。

（発言なし）

なにも無いようですので、採決いたします。案件の計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員。よって計画内容のとおり決定いたしました。以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第7回湯前町農業委員会総会を閉会いたします。

時に 13時49分であった。

令和6年8月の総会は令和6年8月8日（木） 13時30分とする。

会場は 湯前町役場 洋会議室

会議の顛末は、上記のとおり相違ありません。

令和6年8月8日

湯前町農業委員会会長 前川 敏幸

湯前町農業委員会委員 野田美智晴

湯前町農業委員会委員 山本 武志